

議案第2号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
の一部改正について

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成27年亀山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）～（4） 略]</p> <p><u>（5）特定個人番号利用事務 法第19</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法<u>第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）～（4） 略]</p> <p>[号を加える。]</p> |

条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。

[2 略]

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

[4 略]

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することがで

[号を加える。]

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

[2 略]

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

[4 略]

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することがで

きる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、特定個人番号利用事務を処理するため必要な限度で利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

[2 略]

きる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

[2 略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。